

○村営建設工事の請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領

(令和5年1月10日訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、村営建設工事の請負契約について最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格を定める契約)

第2条 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する予定価格が130万円以上（消費税額及び地方消費税額を含む。）の工事請負契約とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円未満切捨て）を基に、算出するものとする。ただし、その額は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1,000円未満切上げ）を下限とし、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）を上限とする。

(1) 直接工事費（直接製作費及び機器費を含む。）の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費（間接労務費を含む。）の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費（工場管理費、機器間接費、据付間接費及び設計技術費を含む。）の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 工事の性質上前項の規定により難しいものについては、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜定める額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札担当者は、前条の規定による最低制限価格を設定する場合には、その旨を当該入札に参加させようとする者に周知しなければならない。

(最低制限価格による判定)

第5条 入札執行者は、開札の結果、第3条の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。